

平成25年3月佐川町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年3月15日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年3月15日 午後2時4分宣告（第8日）

応 召 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
10 番 西村 清勇 11 番 今橋 壽子 12 番 嶋崎 正彦
13 番 徳弘 初男 14 番 藤原 健祐

不 応 召 議 員 な し

出 席 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
10 番 西村 清勇 11 番 今橋 壽子 12 番 嶋崎 正彦
13 番 徳弘 初男 14 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名
町 長 榎並谷哲夫 教育次長 岩本 敏彦
副 町 長 西森 勝仁 産業建設課長 渡辺 公平
教 育 長 川井 正一 健康福祉課長 下川 芳樹
会計管理者 西森 恵子 町民課長 横山 覚
総務課長 岡林 護 国土調査課長 氏原 敏男
税務課長 河添 博明 農業委員会事務局長 氏原 謙
滞納整理課長 岡本 直美 病院事務局長 笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 泰富

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年3月佐川町議会定例会議事日程（第5号）

平成25年 3月15日 午後2時 開議

- 日程第1 議案第35号 加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第36号 斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第37号 ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第38号 佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第39号 牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第40号 佐川町立図書館の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第41号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第42号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第9 議案第43号 平成24年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分について
- 日程第10 議案第44号 こうち人づくり広域連合規約の変更について
- 日程第11 議案第45号 高吾北広域町村事務組合理規約の変更について
- 日程第12 議案第46号 日高村佐川町学校組合理規約の変更について
- 日程第13 議案第47号 佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部改正について

- 日程第 14 発議第 1 号 佐川町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 15 発議第 2 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書
- 日程第 16 発議第 3 号 米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書
- 日程第 17 発議第 4 号 燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書
- 日程第 18 発議第 5 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加を行わないよう強く求める意見書
- 日程第 19 議員派遣について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（永田耕朗君）

それでは会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これから日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、議案第 35 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 36 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 37 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 38 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 39 号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 40 号、佐川町立図書館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、佐川町立図書館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 41 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 42 号、工事請負契約の変更契約の締結について、質疑を行います。

5 番（坂本貞雄君）

この間、現地に行きまして気がついたことですが、加茂の方も働いておりまして、大工さんが働いておりまして、ああ、あの地域の、やはり、そういう助になっておるなということを気がついたんですが、あそこでは何人ぐらいが働いておりますでしょうか。わかりませんか。

産業建設課長（渡辺公平君）

詳細な人数はちょっと把握してませんが、あそこで働いておる大工さん等、皆、町民の方々と聞いております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（岡村統正君）

この工事請負契約の変更については、要するに、シロアリの被害がひどかったということで、追加になったと思われそうですけれども。やはり、その設計に入る手前の検査において問題があったんじゃないかというふうに思います。

シロアリの被害というのは、外部から打音検診などをすると、音でわかるということで、今後におきましてはですね、そういったこ

とも、やはり注意をせないかんじゃないかというふうに思いますので、意見として言わしていただきます。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

12 番（嶋崎正彦君）

関連して言わしていただきたいと思います。

変更というよりも、工事に当たっての設計前の工事の調査ができてないき、設計もまともにできてないということじゃなかろうかと思えますけど、そういった点について十分注意してやったと思えますが、どんな格好でやったかお聞きしたいと思えます。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。御案内のとおり、この施設、明治の初期に建てられたものでございまして、また、なおかつ 20 年余り全く人が住んでないような状況でございました。

そこで、事前には、確かに腐食等が想定されまして、設計段階でもそこなへんを十分、つぶさに調査したつもりでございしますが、実際、それを工事になってきて、中を、板等、中を剥いできて、中身を見ていって、中身の改造等に入った段階で、こういう腐食が、さらに想定以上の腐食があちこち至るところで見受けられまして、こういうような変更になったものでございます。

こういうような歴史的な建造物、大変長く維持されておるもの、あるいはまた利用されてない期間も甚だ多かったということもあります。今後、先ほども御指摘いただきましたように、こういうのは精いっぱい注意を払い、中身についても音等で確認するなり、さらなる方法もあろうかと思えますが、そういったことで、中身を剥ぎ取ることなく、剥ぎ取ることにはなかなかできませんが、調査するようにはしていかなければならないということを痛感しております。事前で、できることは最善を尽くしておったはずでございしますが、結果として、このような、至るところに腐朽腐食が見られまして、これだけに増額になったということは、おわびせないかんことであると思っております。

12 番（嶋崎正彦君）

わかりましたが、屋根の不陸とかいう項目で、これ、何もさわらずしても、外からの目視検査で、どこのへんがどれほど落ち込んでいよう、だから結果的には軸組が傷んじゅうということは、目で見て

もわかると思います。そこらへんも、もうちょっと真剣に、工事前の調査をしてやるようにせんといかんじゃないですか。それだけ言うときます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、工事請負契約の変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 43 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 44 号、こうち人づくり広域連合規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、こうち人づくり広域連合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 45 号、高吾北広域町村事務組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、高吾北広域町村事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 46 号、日高村佐川町学校組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、日高村佐川町学校組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 47 号、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

議案第 47 号につきましては、追加をさせていただきます。私どもの手続きの不備がございまして、大変迷惑をかけますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第 47 号、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部改正につきましては、新病院の個室料を新たに定めるほか、今議会に提案されております佐川町債権管理条例の内容に沿って、遅延損害金を徴収するよう定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、病院副管理者より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

追加提案をさせていただきました。どうかよろしくお願いをいたします。

議案第 47 号、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部改正につきまして、私から補足説明を申し上げます。お手元のほうへ、参考資料といたしまして、新旧対照表をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

第 4 条関係でございますが、新病院ができますので、新たに、個室料を定めるものでございます。

個室には、特別室とそれ以外の個室とがありますが、特別室は1日につき7,350円に、個室は1日につき3,150円とするものでございます。特別室は1室ございます。床面積は、17.63平方メートルとなっております。個室につきましては、15室あります。3階の一般病棟に9室、4階の療養病棟に6室の合計15室でございます。個室の床面積につきましては、10.79平方メートルから14.83平方メートルとなっております。いずれの、この床面積も内ので計算してのものでございます。

なお、設備的な面で申し上げますと、特別室につきましては、床頭台、冷蔵庫、テレビ、ソファーベッド、バス・トイレ、洗面、ロッカー、机と。個室につきましては、床頭台、冷蔵庫、テレビ、これはワンセットでいきます。それから洗面、ロッカー、トイレ、ということになっております。

この個室料の設定に当たりましては、最近、新築をいたしました仁淀病院、そして土佐市民病院などの例を参考にいたしまして、いずれも同額とさせていただきます。

続いて、第5条関係でございますが、現行では、督促手数料、その他徴収に係る実費を徴収するように規定をしておりますが、今議会に提案されました佐川町債権管理条例が施行されることとなりますので、今後は、該当する事案があれば、その内容に沿って遅延損害金を徴収しようとするものでございます。

どうかよろしくお願いたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部改正につ

いて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成多数。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、発議第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部改正について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

14 番（藤原健祐君）

（以下、発議第 1 号「佐川町議会委員会条例の一部改正について」朗読）

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、発議第 2 号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

（「休憩願います」の声あり）

休憩します。

休憩 午後 2 時 29 分

再開 午後 2 時 31 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

8 番（松本正人君）

（以下、発議第 2 号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書」1 ページ目朗読）

案文を朗読して提案とさせていただきます。

（以下、発議第 2 号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書」2 ページ目朗読）

よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 2 号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、発議第 3 号、米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

13 番（徳弘初男君）

（以下、発議第 3 号「米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書」1 ページ目朗読）

案文を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。

（以下、発議第 3 号「米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書」2 ページ目朗読）

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第3号、米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第4号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

8番（松本正人君）

（以下、発議第4号「燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書」1ページ目朗読）

案文を朗読して提案とします。

（以下、発議第4号「燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書」2ページ目朗読）

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第4号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第5号、T P P (環太平洋連携協定) 交渉参加を行わないよう強く求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

5 番 (坂本貞雄君)

(以下、発議第5号「T P P (環太平洋連携協定) 交渉参加を行わないよう強く求める意見書」1ページ目朗読)

案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

(以下、発議第5号「T P P (環太平洋連携協定) 交渉参加を行わないよう強く求める意見書」2ページ目朗読)

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (永田耕朗君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第5号、T P P (環太平洋連携協定) 交渉参加を行わないよう強く求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、発議5号は否決されました。

日程第19、議員派遣について、議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定しました。

日程第20、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題
とします。

各委員町から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付
をしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出が
あります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とするこ
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び
調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長(榎並谷哲夫君)

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今3月議会は、3月の8日から本日まで8日間の日程で、長い丁
場ございましたけども、議員の皆さんには出席をいただきまして、
無事終了することができました。

まず、厚く御礼を申し上げます。

この間、議案の差し替え、あるいは追加提案があったことにつ
きまして、これは私ども執行部の、ほんとに日頃の注意が足らんとい
うことで、反省をいたしたところでございます。

議案は、承認案件が1件、そして議案が補正、24年の補正予算、
そして25年度の予算案、そして各種の条例、そうした議案47を提
案をいたしました。全ての可決をさしていただいて、重ねて厚く御
礼を申し上げたいというに思っております。

その中で、冒頭の挨拶のときに申し上げました、私もこの3月、いわゆる予算の関係する議案、予算案につきましては、最後の議案になるということを申し上げたところでございますけども、このことにつきましても、賛成を。ただ、25年度の一般会計予算につきましては、一部、賛成も得られない部分もございました。

これは、従来の、過年度の議案でも、そうでありましたが、我々執行部は、ほんとに精査をしながらやっておりますけども、結果的には賛成いただけない部分がある。これはもう反省すべき点ではないかというように思っておりますけども、今後は、やはり、町民の福祉、そしていろいろな面での大事な予算でございますから、ぜひ賛成いただけるような執行部としての提案を申し上げなければならないというふうに思っておりますけども、これは、私の、もう任ではございませんけども、そういう結果になりましたことについては、反省をしなければならないというふうに思っております。

そして、この今議会でも一般質問でも、さまざまな意見、そして提案もいただきました。その中で、例えば、課の設置条例につきましては、いつもながら説明が足らんということも御指摘もいただきました。

また、メガソーラーの設置につきましても、地元説明が十分足りないということ。これは常日頃から言われておるといふふうに思っております。このことにつきましても、これは私が、このことについては賛成もいただけるだろうということでございますけども、この、今後につきましては、きちっと住民の皆さんにも周知を徹底を図りながら、いろいろ意見がありましようけども、やはり、承諾がいただけるような手はずを整えなければならないというふうに思っております。

そして、工事の件でございますけども、変更が非常に多いということを日頃から指摘をいただいております。今回も、上町の浜口邸の改修につきましても、御意見も、この予算審議の中で、御意見もいただきました。執行部としては、できるだけ、そういうことがないようなことで、努力はいたしておりますけども、なお、その努力不足がこの結果になったということでございます。この意見につきましては、我々執行部としては、肝に銘じなければならないというふうに考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この25年度の予算、これは直接、住

民の皆様に直接関係するということ、大事な予算でございますので、執行部としては、これを意見も踏まえて、慎重にそして的確に執行することによって、住民福祉の向上につなげてまいりたいというに考えております。今後とも御指導よろしくお願いを申し上げますというに思っております。

そして、いよいよ、もう桜、きのうは宿毛で、地元が開花を宣言したわけでございます。きょうは、気象台が発表するかなあという思いでございますけども、だんだん気候がよくなってまいりました。この 25 日には牧野公園の点灯式も行われるということになっておりまして、これからいよいよ花の季節、そして観光に向けての大事なスタートになるわけでございます。

そういった意味で、この議会でも、観光協会の設立についての御議論もいただきました。このことについては、さまざまな意見の中で、少しでも費用対効果、いわゆる効果が上がれるようなことを、これは執行部ももちろんでございますけども、町民の皆さんにも絶大なる御支援をいただいて成功裏に導いてまいり、町の活性化につなげてまいりたいというに考えております。

そして、日に日に政治の情勢というのは流れておりまして、先ほども T P P の議論が議会の議員の皆さんでなされておるようでございますけども、今の安倍内閣は、いよいよ、参加に踏み切るような報道もされておるわけでございますけども、これは、我々が反対しても、なかなか避けて通れないかなあというに思っておりますけども、せめて、この中山間地域が、その T P P 参加することによって、疲弊しないような、これはもう国策としてぜひ、いろいろな形で政府にも認識をしていただけたらなあと、そんな思いで議論を拝聴いたしておったわけでございます。

いずれにいたしましても、これからまだまだ世の中、景気がよくなりつつあるということでございますけども、冒頭にも、議員の皆さんも、随分と心を痛められて、ここで発言ございましたけども、東北地方、東日本のあの震災、まだまだこれから非常な厳しい状況が続くということでございます。

そんな中で、東京都そして政府は、西暦の 2020 年の東京オリンピックの招致を、ほんとににぎにぎしく開催しております。これも一つの日本としての活性化につながると思いますけども、なお、私は、東北の地方のあのことを心に刻んで、そして、ともに日本の

将来が明るくなるように切望するものでございます。

いよいよ、平成 25 年度、私も含めて任期が満了する年になったわけでございます。議員の皆さんも、同じように、任期を満了するわけございまして、私は、個人的な理由もございまして、今限りということを表示さしていただいておりますけども、議員の皆さんは、次へのステップに向かって、いろいろな形で、思いもあると思います。

ぜひ、それぞれの立場で頑張ってくださいように、心から念ずる次第でございます。いずれにいたしましても、この 8 日間の議論で、これは、私が引くといいますが、行政は継続するものでございますから、ぜひ、次の指導者にもそういった思いで、議会と執行部、両輪で、ほんとに、これが町の発展につながるような議会運営、そして執行部の執行体制をこれからも確立していただくことを節に願う次第でございます。

終わりになりますけども、議員の皆さんのますますの御健勝、御発展を御祈念申し上げます、閉会に当たりましての挨拶にさせていただきます。ほんとにありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

私のほうから、少し申し上げます。

実は、皆さん既に御承知のとおり、この議場内にお二人の職員が、この 3 月末をもちまして定年退職ということですが、お一人は岡本課長であります、岡本課長は、税務課長そして滞納整理課長ということで、大変、町民と厳しい向き合いの中で、仕事を続けてこられたと思いますが、この 3 月末に退職ということになります。

もう一人は、私どもの田村事務局長であります、7 年 2 カ月という長きにわたって、議会の要として、また事務局の要として活躍していただきました。

本会議場での職務は、きょうが最後であろうと思いますので、このお二人の御労苦に対して、ねぎらいの拍手で、きょうは送りたいと思いますので、御同意をお願いいたします。御苦勞でございました。

（拍手）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成 25 年 3 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3 時 5 分